銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（［　］で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（届出及び申請の手続）	（届出及び申請の手続）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
2　前項に規定する届出書、申請書その他提出すべき書類等の部数は、この府令に規定する部数の範囲内で都道府県公安委員会が定めることができる。	2　前項に掲げる届出書、申請書その他提出すべき書類等の部数は、この府令に規定する部数の範囲内で都道府県公安委員会が定めることができる。
（矢の運動エネルギーの値の測定の方法）	［条を加える。］
第三条の二　法第三条第一項の内閣府令で定める矢の運動エネルギーの値の測定は、次に掲げるものに基づき算出することにより行うものとする。	
一　水平方向に発射された矢がその軌道の上におけるクロスボウに装填されたときの当該矢の先端から水平距離でそれぞれ〇・七五メートルの点と一・二五メートルの点との間を移動する速さを測定したときにおける測定値	
二　矢の質量の測定値	
（人の生命に危険を及ぼし得る矢の運動エネルギーの値）	［条を加える。］
第三条の三　矢の運動エネルギーにつき法第三条第一項の内閣府令で定める値は、六・〇とする。	（捕鯨用標識銃製造業等の届出の手続）
（捕鯨用標識銃製造業等の届出の手続）	**第四条**　法第三条第一項第十一号又は第十三号の規定により、都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第一号の銃砲刀剣類製造等届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。
第四条　法第三条第一項第十一号から第十五号までの規定により、都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第一号の銃砲刀剣類製造等届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。	［2～4　同上］
［2～4　略］	（人命救助等に従事する者の届出の手続）
（人命救助等に従事する者の届出の手続）	**第五条**　法第三条第二項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第二号の人命救助等に従事する者届出書を住所地（法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第四条第一項第二号の規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地。以下この条において同じ。）を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。
第五条　法第三条第二項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第二号の人命救助等に従事する者届出書を住所地（法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第四条第一項第二号の二の規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地。以下この条において同じ。）を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。	［2・3　同上］
［2・3　略］	（けん銃実包）
（拳銃実包）	**第七条**　法第三条の三第一項のけん銃実包として内閣府令で定める実包は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
第七条　法第三条の三第一項の拳銃実包として内閣府令で定める実包は、次の各号のいずれにも該当するものとする。	［一・二　同上］
［一・二　略］	（発射の禁止に係る規定の適用がない射撃場）
（発射の禁止に係る規定の適用がない射撃場）	**第八条**　法第三条の十三の内閣府令で定める射撃場は、次に掲げるとおりとする。
第八条　法第三条の十三の内閣府令で定める射撃場は、次に掲げるとおりとする。	一　法第九条の二第一項の規定により指定射撃場として指定された射撃場（けん銃を用いて射撃を行うものに限る。）
一　法第九条の二第一項の規定により指定射撃場として指定された射撃場（拳銃を用いて射撃を行うものに限る。）	